





全国の月別自殺者数を見ると、9月から11月まで増加、1月～8月、及び12月は減少となりました。

### 3. 平成26年北海道の月別自殺者数

(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
H26年	85	92	104	100	83	100	98	109	95	110	96	79
H25年	97	87	114	96	126	108	118	113	99	108	99	81
前年比	-12	+5	-10	+4	-43	-8	-20	-4	-4	+2	-3	-2

北海道では、2月・4月・10月に増加、1月・3月・5月～9月・11月～12月に減少となりました。

自殺死亡率は全国が19.9、北海道が21.2となっており、依然として北海道の自殺率は全国平均を上回っている状況にあります。

年齢別や原因・動機別など、詳細は確定値が発表され次第追ってご報告させていただきたいと思っております。

#### 【2】自殺対策について知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇平成25年度の自殺対策の実施状況ー社会的な取組で自殺を防ぐ取組◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇  
 今回は『平成26年度版自殺対策白書』の中から、内閣府が平成25年度に行った自殺対策事業を一部抜粋してご紹介したいと思います。なお、下記項目1~13のうち7・8・13についてはAndante vol.51、vol.54、vol.59において詳しくご紹介させてもらっていますので、紙面の都合上その後の進展のみのご紹介に留まらせて頂きます。興味ある方はAndanteのバックナンバー(<http://www1.hokkaido-jin.jp/cgi-bin/magazine/>)をご覧ください。

#### 1. 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

相談機関の存在を知らないために十分な社会的支援が受けられないという事がないよう関係機関の幅広い連携により相談窓口の周知を行っています。また、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、平成20年9月10日より「こころの健康相談統一ダイヤル」として運用を開始しました(0570-064-556)。26年11月現在、52都道府県・政令指定都市が加入しており、25年の電話件数は8万4,700件となっています。また、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日無料電話相談によって悩みを傾聴し、具体的な支援につなげる事業を補助事業として実施（「よりそいホットライン」（0120-279-338））しました。

#### 2. 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

現在は、平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」に沿って対策が進められています。「多重債務問題改善プログラム」とは、“相談窓口の整備・強化”、“顔の見える

セーフティネット貸付けの提供”、“多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化”、“ヤミ金撲滅に向けた取締まりの強化”を柱としています。

### 3. 失業等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施しています。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な就職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国のハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、長期失業に至ることのないよう支援しています。また、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施しています。

さらに、ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」の設置箇所を全国で160か所（平成25年度）に拡充し、一度きりの支援に留まらず、継続的な支援を行えるようにしています。

### 4. 経営者に対する相談事業の実施等

過剰債務、経営の行き詰まり、事業の再生等への支援として47都道府県の商工会議所等に「中小企業再生支援協議会」、独立行政法人中小企業基盤整備機構に「中小企業再生支援全国本部」を設置しています。

また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約400の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び相談窓口の周知について要請しました。加えて、日本政策金融公庫においては経営者の個人保証によらない融資を促進するための制度の新設・拡充を行いました。

### 5. 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））をはじめ、全国各地の地方事務所の窓口で問い合わせを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供業務、その他様々な業務を行っています。

また、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させるため、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を含む約7,000の関係機関・団体に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めています。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309）（おなやみレスキュー）」）を設置しました。

### 6. 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられます（平成 25 年 9 月末現在で 574 の駅で設置）。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については薬事法、毒物及び劇物取締法においてそれぞれ、不適切な使用に繋がる流通を防止するため、譲渡規制等を行っています。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めています。

#### 7. インターネット上の自殺関連情報対策の推進

Andante vol.59 でご紹介した内容に追加し、平成 25 年 9 月に発表した報告書「スマートフォン、安心・安全強化戦略」に基づく施策を推進しています。この報告書の中の「スマートユースイニシアティブ」において、スマートフォン時代に適応したフィルタリング環境整備のため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者や保護者・青少年等の関係者に求められる役割について整理されています。

#### 8. インターネット上の自殺予告事案への対応等

Andante vol.51 でご紹介した内容と重複するため割愛させていただきます。なお、平成 25 年度の発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況・対応件数は、“既に自殺により死亡”が 2 人、“既に自殺を図っていたが、救護等により存命”が 7 人、“自殺のおそれがあり、説得等を実施し、自殺を防止”が 84 人、“いたずら等自殺のおそれがないことが判明”が 128 人、“書込者が判明せず”が 33 人の計 254 件でした。

#### 9. 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっています。

#### 10. いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

平成 25 年 6 月、第 183 回国会においていじめ防止対策推進法が成立、9 月 28 日に施行されました。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm)）

この法律はいじめ防止等のための対策に関する基本理念や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるとともに、学校の設置者又はその設置する学校に対し、いじめにより児童等の生命、身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時、同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けています。また、文部科学省では平成 25 年 10 月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

#### 11. 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待への対応については「児童虐待防止法」や「児童福祉法」の改正による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきました。この間、全国の児童相談書における児童虐待に関する相談件数は一貫して増加し、平成24年度には66,701件となっています。また、虐待による死亡事件は毎年100件前後が発生・表面化しています。

厚生労働省は、生後4か月までの幼児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ養育能力を向上させる「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談交流できる「地域子育て支援拠点事業」を行っています。また、虐待に対する通告の徹底、児童相談所の児童福祉士の確保、市町村の体制強化、研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化を行い早期発見・早期対応を進めています。そして、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進により保護・自立を促しています。

性犯罪・性暴力の被害者への支援については、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の医療機関への周知を行い、医療機関の登録内容にワンストップ支援センターの設置の有無について追加しました。

また、警察ではカウンセリング技能を有する職員の技術・能力の向上を行い、「性犯罪110番」等の相談専用電話による相談体制の整備を行っています。

## 12. 生活困窮者への支援の充実

現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万以下の給与所得者など、生活困窮に至るおそれの高い層が増加しています。そのため、生活保護制度の自立助長機能の強化、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援が望まれます。

このため、平成25年の第185回臨時国会にて「生活困窮者自立支援法案」を提出し、同年12月6日に可決・成立、同月13日に公布され、平成27年4月1日に施行となります。

「生活困窮者自立支援法」は、福祉事務所を設置する自治体が民間団体と協働し、生活困窮者への継続的な相談支援を行う「自立相談支援事業」、離職により住居を失うおそれのある者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」、就労に向けた準備として一定の訓練を行う「就労準備支援事業」、緊急一時的に衣食住を提供する「一次生活支援事業」、家計の再建に向けた支援を行う「家計相談支援事業」等の各種生活困窮者支援が実施されることとなります。

## 13. 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

Andante vol.54にて詳しくご紹介させていただきましたので、割愛させていただきます。

### 【3】お知らせ・・

◇ 平成26年度 北海道自殺未遂者支援研修会のお知らせ

北海道では3月の自殺対策強化事業として自殺未遂者支援研修会を開催します。

講演：「発達障害を持つ子ども・若者のこころの危機をどう支えるか」

講師：北海道道立精神保健福祉センター 相談研究部部長 上田 敏彦

報告：「生きづらさへの支援～発達障害を持つ子ども・若者のこころの危機と地域連携を考える～」

①：「保健所の立場から」

講師：北海道根室保健所 健康支援係長 渡邊 加奈子 氏

②：「学校の立場から」

講師：浜中町立茶内小学校 教頭 小玉 功 氏

③：「相談支援センターの立場から」

講師：石狩市相談支援センターぷろっぷ 相談支援専門員 鈴木 真梨子 氏

参加費：無料

日 時：平成 27 年 3 月 7 日（土） 13:30～16:45

場 所：北海道自治労会館 4F ホール（札幌市北区北 6 条西 7 丁目）

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日・日曜日（12月29日～1月3日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版 HP をご覧ください

北海道地域自殺予防情報センターの HP を開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコン HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版 HP も開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯 HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記.....

遅ればせながら新年明けましておめでとうございます。今年も何卒よろしく願いいたします。昨年は、ソチオリンピックでの各選手団や全米オープンテニスでの錦織圭選手の活躍がありました。

夏には、急速な広がりを見せている脱法ドラッグの“危険ドラッグ”への改名、デング熱やエボラ出血熱の流行など感染症の脅威にさらされることもありました。

また、4月には消費税が8%へと上がり、年末にはアベノミクスの評価を問うとして衆院選も行われ、政治の分野においても大きな変動がありました。

皆様にとって昨年ほどの様な一年だったでしょうか。

今年が昨年よりもより良い一年になるようお祈り申し上げます。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.68 は、2015 年 2 月末に配信予定です。

＊お問い合わせ先＊

北海道立精神保健福祉センター  
札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail [hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp)